

第23回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月30日(月)午後2時00分から午後2時38分まで

2 開催場所 幕別町役場3階会議室

3 出席委員(22名)

会長	24番	谷内	雅貴
会長職務代理者	23番	鯖戸	英明
	1番	棚	範貴
	2番	小林	信也
	3番	山下	浩昭
	4番	橋本	浩弥
	5番	西田	利幸
	6番	中村	富士男
	7番	田村	信夫
	8番	高野	英一
	9番	佐藤	雅典
	10番	森	勤子
	11番	帰山	茂義
	12番	井田	留吉
	13番	澤邊	佳範
	14番	佐藤	悦啓
	15番	高橋	孝二
	16番	多田	篤
	18番	吉田	正宏
	19番	渡邊	ひろ子
	21番	湯佐	茂雄
	22番	松本	誠

4 欠席委員

	17番	黒田	龍司
	20番	佐久間	博孝

5 議案

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 諸般の報告
- 4) 報告

第1号 幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について
第2号 農地所有適格法人報告書の受理について
第3号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について
第4号 農地法第5条の規定による許可について
第5号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
第6号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

- 第1号 農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について
- 第2号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	川瀬 康彦
農地振興係長	菅原美栄子
忠類支局農地振興係長	広田 瑞恵
農地振興係主事	石塚 瑠人
忠類支局農地振興係主事補	高橋 直生

7 会議の概要

議長	<p>幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第23回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。</p> <p>議事録署名委員に22番松本委員、23番鯖戸代理を指名いたします。よろしくお願いたします。</p> <p>次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。</p>
事務局長	<p>諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定により、17番黒田委員、20番佐久間委員より欠席する旨の届出がございましたので、ご報告申し上げます。</p>
議長	<p>次に、報告第1号「幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について」を議題といたします。</p> <p>事務局から報告をいたします。</p>
事務局長	<p>報告第1号、幕別町農業委員会事務局職員の人事異動について、農業委員会等に関する法律第26条第3項及び幕別町農業委員会規則第5条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。異動の内容につきましては、令和4年5月1日付けの人事異動であります。</p> <p>忠類総合支所経済建設課産業振興係の高橋直生が、農業委員会忠類支局農地振興係と併任になったところでございます。</p> <p>以上で報告とさせていただきます。</p>
議長	<p>報告第1号について説明を申し上げます。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>

議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第2号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第2号の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第2号、農地所有適格法人報告書の受理について、 ほか、計10法人から提出がありましたので報告いたします。 書類等完備されておりましたので、受理いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第2号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第3号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。 事務局から報告第3号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第3号、農地等一時転用に係る復元状況の報告について、農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。 案件は、議案書2ページの令和3年5月20日に許可をした1件でございます。 今月17日に現地調査を行い、農地として復元されていることを確認いたしました。 以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告第3号を終わります。</p>
議長	<p>次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。 事務局から報告第4号1番、2番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号、農地法第5条の規定による許可について、農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。 案件は、議案書3ページの令和4年4月28日第22回総会で審議された2件</p>

でございます。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、記載のとおり条件を付し、令和4年5月25日付けで許可をしております。

以上で報告を終わります。

議長

報告第4号1番、2番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第4号を終わります。

議長

次に、報告第5号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。

事務局から報告第5号1番の説明をいたします。

事務局

報告第5号、所有権移転に係る利用調整結果の報告について、公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権の移転に係る利用調整の結果を報告します。

案件は、議案書4ページの今年17日に町公社が利用調整を行った1件であります。

内容につきましては記載のとおりです。

以上で報告を終わります。

議長

報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

議長

次に、報告第6号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。

事務局から報告第6号1番の説明をいたします。

事務局

報告第6号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、現況の確認を行っておりますので報告します。

案件は、議案書5ページの1件でございます。

今年17日の現地調査で、現況について記載のとおり確認いたしました。

以上で報告を終わります。

議長

報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

議長

次に、議案第1号「農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。

議案第1号1番から4番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第1号、農地の賃貸借契約等の合意解約通知の成立状況の確認について、農地法第18条の規定により、合意解約通知があったので審議を求めます。

【議案第1号1番から4番について、議案書をもとに朗読】

1番及び2番の案件は売買、3番の案件は返還、4番の案件は借換えのため解約するものです。

農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立しているものと考えております。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。お諮りをいたします。

議案第1号1番から4番に伴う通知書の内容に基づく合意解約の成立状況について、異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号1番から4番に係る通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。

議長

次に、議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

議案第2号1番から8番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、幕別町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求めます。

【議案第3号1番から8番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページから4ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

1 番 1 番説明いたします。これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上、説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号 1 番から 8 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第 2 号 1 番から 8 番は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第 2 号 9 番、10 番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 2 号 9 番、10 番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第 18 条調査書 5 ページのとおり、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番 16 番説明します。これらの案件は本来、地区担当委員は佐久間委員ですが、本日、都合により総会を欠席しましたので、近隣農業委員である私が代わりに説明いたします。
これらの案件は更新であります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の利用権の設定については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第 2 号 9 番、10 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号9番、10番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号11番につきましては、井田委員、多田委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(12番 井田委員、16番 多田委員退席)

議長 それでは、議案第2号11番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第2号11番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は多田委員ですが、議事参与の制限に該当いたしますことから、利用調整会議には佐久間委員が代わりに地区担当委員として出席しております。本日、都合により佐久間委員が総会を欠席されましたので、一緒に利用調整会議に出席した私の方からご説明いたします。

この案件は、今月17日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号11番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号11番は原案のとおり決定いたしました。

(12番 井田委員、16番 多田委員着席)

議長 次に、議案第2号12番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号12番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書6ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番 22番説明いたします。この案件は、平成29年7月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号12番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号12番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号13番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号13番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

23番 23番説明します。この案件は、平成29年11月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転については問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号13番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号13番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号14番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号14番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書7ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番 11番説明いたします。この案件は、平成29年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号14番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号14番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号15番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号15番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、平成29年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権移転につきましては問題ないと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号15番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号15番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第2号16番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号16番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書8ページ下段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。この案件は、平成24年8月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号16番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第2号16番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次の議案第2号17番、18番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(19番 渡邊委員退席)

議長 それでは、議案第2号17番、18番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第2号17番、18番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書9ページのとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番

3番説明いたします。17番の案件は平成29年6月に、18番の案件は平成29年10月に町公社が利用調整を行ったものであります。それぞれの譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転については問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第2号17番、18番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号17番、18番は原案のとおり決定いたしました。

(19番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第2号19番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第2号19番について、議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は、別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書10ページ上段のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は本来、地区担当委員は佐久間委員ですが、本日、都合により佐久間委員が総会を欠席されましたので、私の方からご説明いたします。

この案件は、平成24年12月に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるので、今回の所有権の移転につきましては問題ないと思います。

以上で説明を終わります。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第2号19番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第2号19番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書1ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番

4番説明いたします。この案件は、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第3号2番、3番について、事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第3号2番、3番について、議案書をもとに朗読】

これらの案件は、別添調査書2ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと

考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

3番 3番説明いたします。これらの案件につきましては、経営の法人化に伴う使用貸借でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号2番、3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号2番、3番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号4番について、事務局から説明をいたします。

事務局 賃借権に移ります。

【議案第3号4番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。
以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

4番 4番説明いたします。この案件は、前耕作者の経営の法人化に伴う借換えでありますので、周辺農地への影響はないと考えております。
なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号4番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号5番について、事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号5番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書5ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番 16番説明いたします。この案件につきましては、今月17日に高野委員、佐久間委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号5番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長 異議なしとします。よって、議案第3号5番は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、議案第3号6番について、事務局から説明をいたします。

事務局 所有権に移ります。

【議案第3号6番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

13番 13番説明いたします。この案件は、今月17日に中村委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。

なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第3号6番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第3号6番は原案のとおり決定いたしました。

議長

次に、議案第4号「現況証明について」を議題といたします。
議案第4号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第4号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので、審議を求めます。

【議案第4号1番について、議案書をもとに朗読】

以上で説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

22番

22番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に中村委員、田村委員、事務局とで現地調査を行い、農地、採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしく願いいたします。

議長

それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。
議案第4号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第4号1番は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これもちまして、第23回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。ご苦勞様でした。

〇